

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学情報公開規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学情報公開に関する規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第73号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、組織運営規則第3条に定める組織及び施設をいう。</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>一 本学が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、国立大学法人東京農工大学文書管理規程第9条第1項に規定する東京農工大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>第4条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 この規程における「組織及び施設」とは、<u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項</u>に定める本学における組織及び施設をいう。</p> <p>第3条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>一 本学が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、<u>国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程第9条第1項</u>に規定する東京農工大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>第4条～第12条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20 規程 第37号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。